

エコオフィスプラン東村山

(第4次地球温暖化対策活動 2021~2025年度)



2021年3月

東村山市

目 次

第 1 章 第4次エコオフィスプラン東村山の概要

1. エコオフィスプラン東村山策定の背景と意義……………1
2. 第4次エコオフィスプラン東村山の目的……………2
3. 第4次エコオフィスプラン東村山の目標……………2
4. 第4次エコオフィスプラン東村山の期間……………2
5. 第4次エコオフィスプラン東村山の対象範囲……………2

第 2 章 本市の現状

1. 本市の環境負荷の現状 ……………3
2. 本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出状況 ……………3

第 3 章 エコオフィスプラン東村山の目標

- 温室効果ガスの総排出量に関する目標……………6

第 4 章 エコオフィスプラン東村山の取り組み

- エコオフィスプラン東村山の取り組み……………7

第 5 章 エコオフィスプラン東村山の推進

1. エコオフィスプラン東村山の推進システム……………8
2. エコオフィスプラン東村山の推進体制……………9
3. エコオフィスプラン東村山の点検・評価……………10
4. エコオフィスプラン東村山の公表……………10
5. エコオフィスプラン東村山の見直し……………10
6. 職員に対する研修等……………10

第1章 第4次エコオフィスプラン東村山の概要

1. エコオフィスプラン東村山策定の背景と意義

平成27(2015)年に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs)が掲げられました。SDGsは、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されており、経済、社会及び環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。その中では、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。また、SDGsは、その達成に向けて政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー(利害関係者)が役割を担って取り組むこととされており、地方自治体もその一主体として重要な役割を果たすものとして期待されています。

地球温暖化対策に関する動向としては、「京都議定書」に代わる新たな法的拘束力のある国際的な合意となる「パリ協定」が平成28(2016)年に発効しました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限する」ための努力を継続することを掲げています。平成30(2018)年12月には、各国が温室効果ガス排出の抑制目標への取組をどのように報告・監視し、計画を改定していくか等の項目を含むより詳細な実施指針が合意されました。日本を含むすべての条約加盟国において、温室効果ガスの排出削減と気候変動による影響への適応の取組が加速しています。

また、近年は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界中で流行し、日常生活や社会・経済活動に大きな影響をもたらすなど、先行きの予測が難しい時代となっています。

当市では、「第1次東村山市環境基本計画」を平成16(2004)年3月に策定し、この基本計画や様々な法令等と一体となり、環境保全の取り組みを推進してきました。また、市町村は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の策定と公表が義務付けられていることから、エコオフィスプラン東村山を「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」として位置付けています。平成14(2002)年度から平成18(2006)年度までを第1次計画期間として「エコオフィスプラン東村山」を策定し、以後、第2次(平成19～22年度)、第3次(平成23～令和2年度)のエコオフィスプラン東村山を策定しました。今回、第3次東村山市環境基本計画の策定にあたり、第4次エコオフィスプラン東村山を策定しました。

2. 第 4 次エコオフィスプラン東村山の目的

市内で最大規模の事業所である東村山市役所(以下、本市という)が、本市のあらゆる事務事業において大量に排出する温室効果ガスを削減し、率先して地球環境の継続的改善のため総合的な行動を遂行することを目的とします。

3. 第 4 次エコオフィスプラン東村山の目標

本計画は、第 3 次東村山市環境基本計画に掲げる、5 つの基本目標のうち、基本目標 1「人と地球にやさしい低炭素社会の実現」(地球温暖化対策実行計画(地域施策編))の達成を目標とします。

4. 第 4 次エコオフィスプラン東村山の期間

本計画の期間は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 年間とします。

ただし、実施状況や社会情勢の変化、科学技術の進歩等を踏まえ、適宜見直しを行いません。

なお、本計画の基準年度は、第 3 次環境基本計画に準じて、2013 年度とします。

5. 第 4 次エコオフィスプラン東村山の対象範囲

本計画は、全庁をあげて環境配慮行動を展開するものであり、原則として、本市の事務事業全てを対象とします。

第2章 本市の現状

1. 本市の環境負荷の現状

本市は、資源・エネルギーの使用や一般廃棄物の焼却等により、環境に負荷を与えています。基準年度の資源・エネルギーの使用量等の状況は、次のとおりです。

<基準年度における資源・エネルギーの使用量等>

項目		使用量等	単位
電気使用量		13,603,615.00	kWh
ガソリン使用量		37,878.05	ℓ
灯油使用量		90,677.40	ℓ
軽油使用量		9,414.08	ℓ
A重油使用量		0.00	ℓ
液化石油ガス使用量(LPG)		179,513.84	kg
都市ガス使用量		674,296.00	m ³
コピー用紙使用量	A4	11,403,000	13,126,952 枚
	A3	785,000	
	B5	125,000	
	B4	642,500	
	その他	171,452	
一般廃棄物焼却量		27,198.41	t

2. 本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出状況

<本市事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況(CO₂換算)>

項目	排出量(t-CO ₂ /年)	割合(%)
電気使用に伴うCO ₂ 排出量	4,407.57	31.37
燃料使用に伴うCO ₂ 排出量	2,380.17	16.94
自動車の走行に伴うCO ₂ 排出量	2.40	0.02
一般廃棄物の焼却に伴うCO ₂ 排出量	7,261.05	51.67
合計	14,051.20	100.00

※各主管課を通じて調査した基準年度の活動量をもとに算定しました。

※端数処理を行なっているため、合計が一致しないことがあります。

■温室効果ガスの項目別の排出割合

本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、一般廃棄物の焼却に伴う CO₂ 排出量が 7,261.05 t-CO₂ と最も多く、全体の 51.67% を占めています。

以下、電気使用に伴う CO₂ 排出量が 4,407.57 t-CO₂ (31.37%)、燃料使用に伴う CO₂ 排出量が 2,380.17 t-CO₂ (16.94%)、自動車の走行に伴う CO₂ 排出量が 2.40 t-CO₂ (0.02%) となっています。

■本市事務事業に伴う温室効果ガス種類別の排出割合

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正(平成28(2016)年5月20日)及び「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」(平成29(2017)年3月、環境省)において定められている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類のガスのうち、下表の3種類を対象とします。

<本市事務事業に伴う温室効果ガスの種類別排出量>

温室効果ガス	排出量(t-CO ₂ /年)	割合(%)
二酸化炭素(CO ₂)	13,570.19	96.58
メタン(CH ₄)	0.62	0.00
一酸化二窒素(N ₂ O)	480.40	3.42
合 計	14,051.20	100.000

※ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については、温室効果ガス排出量の算定にあたり排出量の把握が困難であるため、算定対象外とします。

※端数処理を行なっているため、合計が一致しないことがあります。

<温室効果ガスの種類>

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気・熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン (CH ₄)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	クロロジフルオロメタンまたはHFCsの製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	アルミニウムの製造、PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

第3章 エコオフィスプラン東村山の目標

温室効果ガスの総排出量に関する目標

国の「地球温暖化対策計画」では、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で、温室効果ガス排出量を26%削減することを目標としており、長期的には令和32(2050)年までに80%削減することとしています。また、東京都をはじめとした多くの自治体においては、長期的な目標として令和32(2050)年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明し、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーに積極的に取り組んでいます。本市においても、二酸化炭素排出量の長期的な大幅削減に向けて、今後10年間で着実に温室効果ガス排出量を削減していく必要があります。

本計画では、本市の排出特性に応じた削減対策に積極的に取り組むことを目指します。

■CO₂総排出量に関する目標

今後、国や東京都と連携して、積極的な地球温暖化対策を講じた場合、東村山市における温室効果ガス排出量は、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比約37.6%の温室効果ガス排出削減を見込むことができます。

そこで、東村山市の温室効果ガス排出削減目標を次のとおり掲げます。中期目標は、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比37%の削減、長期目標は日本の長期目標と整合を図り令和32(2050)年度に80%削減とします。

本計画では、令和7(2025)年度の削減目標を平成25(2013)年度比18%の削減とします。

<基準年度のCO₂総排出量と5年後の排出目標>

項目	平成25(2013)年度	令和7(2025)年度
排出量(t-CO ₂ /年)	14,051.201	11,521.985

CO₂総排出量の削減目標を達成するためには、エネルギー使用量や一般廃棄物焼却量等、それぞれで削減するための取り組みが必要です。

4章 エコオフィスプラン東村山の取り組み

職員一人ひとりが積極的に環境配慮行動を意識することにより、地球温暖化対策に率先して取り組んできました。今後は、COOL CHOICE の視点を取り入れ、全庁が一体となって、環境配慮意識や環境配慮行動に関する取り組みをより一層強化していきます。従来の取り組みに加え、近年、地球規模で問題となっている食品ロスやプラスチックごみの削減などの取り組みも推進します。

本市の事務事業のあらゆる面において環境配慮行動に努めるものとし、そのための取り組みを下表のように分類し、別に定める「職員(エコリーダー)行動マニュアル」に従って推進します。

大分類	中分類
1.省エネ・新エネの推進	(1) 電気使用量の削減
	(2) 燃料使用量・自動車走行量の削減
	(3) 太陽光発電システム等の導入
2.省資源の推進	(4) 紙類使用量の削減
	(5) 文具類使用量の削減
	(6) 水使用量の削減
3.環境配慮の推進	(7) 環境配慮物品の購入、その他環境への配慮
4.廃棄物の削減	(8) 職場・業務における排出ごみの削減

第5章 エコオフィスプラン東村山の推進

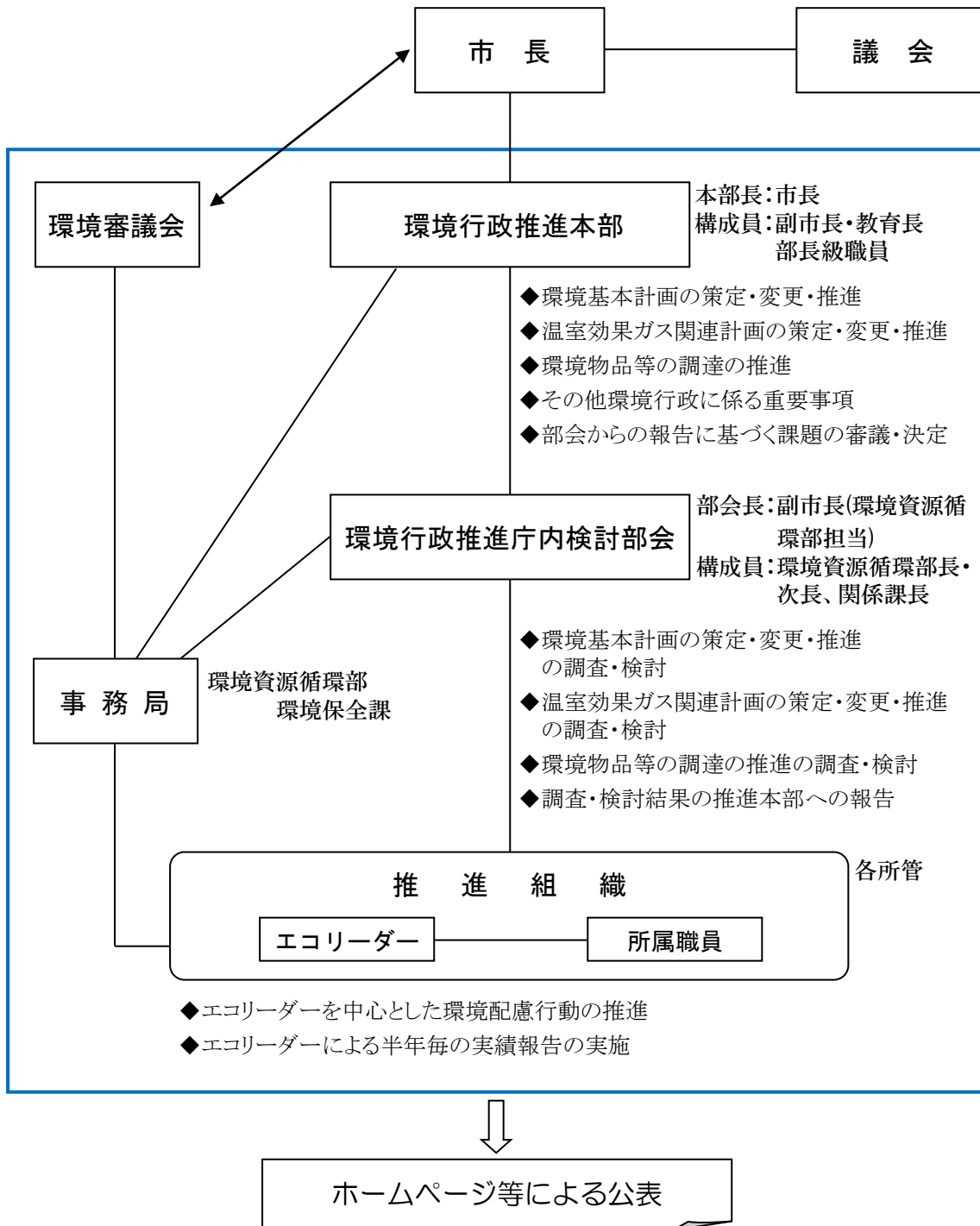
1. エコオフィスプラン東村山の推進システム

適切な単位で資源及びエネルギー等の使用実態を把握し、削減目標を設定する(Plan)、計画を実施する(Do)、計画を点検・評価する(Check)、計画の見直しを行う(Action)、というPDCAサイクルを活用して、エコオフィスプラン東村山の継続的な発展を図りながら、全庁的に推進していきます。



2. エコオフィスプラン東村山の推進体制

職員一人ひとりの環境配慮行動に資することを目的とし、推進体制について以下のとおり定めます。



3. エコオフィスプラン東村山の点検・評価

半年毎にエコリーダーより提出される、エコオフィスプラン東村山調査様式等を事務局で取りまとめ、検討部会において点検・評価を行います。

4. エコオフィスプラン東村山実績報告書の公表

事務局で取りまとめ、検討部会及び推進本部において審議・決定したエコオフィスプラン東村山に関する実績報告書を、毎年度、ホームページ等で公表します。

5. エコオフィスプラン東村山の見直し

エコオフィスプラン東村山は、計画の実施状況や社会情勢の変化、科学技術の進歩等を踏まえて、必要な見直しを行います。その際は、検討部会で見直し案を作成し、推進本部の審議・決定を受けます。

6. 職員に対する研修等

職員の環境配慮に対する一層の意識の向上を図るため、各種研修を行います。また、職員の地球温暖化防止の取り組みを推進するため、事務局から必要な情報の発信を行います。



エコオフィスプラン東村山

(第4次地球温暖化対策活動 2021~2025年度)

令和3年(2021年)3月発行

東村山市 環境安全部 環境・住宅課